

鹿児島大学教育学部 遠隔授業を推進するための要点整理

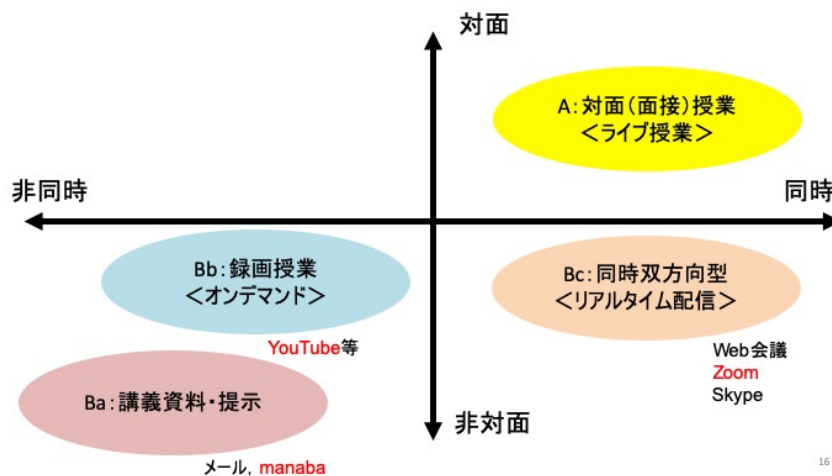
～新型コロナウイルス対策による遠隔授業を教育学部全体で進めるために～

令和2年4月28日(火)

作成：鹿児島大学教育学部遠隔授業推進委員会

1. 遠隔授業の実施形態による分類

以下の図の中で、Ba, Bb, Bc の内容を遠隔授業の実施形態とする。また、教員や学生のスキル等を考慮したレベルでは、Ba, Bb, Bc の順で実施しやすい内容とする。



2. 遠隔授業の実施に関する方向性の整理

(1) 学びの機会を保障し、すべての学生が参加できるようにする

学びの環境を事前に把握して、通信環境が不十分な学生が参加できるように、教室の確保や通信環境の提供を行う。例えば、大量の情報を提供すると、情報端末が十分でない学生が対応できない場合がある。

(2) 学びや生活の状況を把握して、学生が健全に生活できているかを把握する

家庭での自学等で、学びの環境だけでなく、生活の環境も大きく影響することから、学生が健全な環境で生活できているかも含めて、担当する学生の状況を把握する。

(3) 実態や現状に応じて、実現可能な内容から開始する

学生や教員の実態、大学や家庭での環境等の現状に応じて、実現可能な内容から遠隔授業を開始する。実習や実験等の対面による授業内容は、コロナウイルス対策の収束後に実施し、それまでに実施可能な内容を遠隔授業で実施するなどの工夫を行う。

(4) 目標に基づいた授業設計

遠隔授業でも教室での対面授業でも授業目標は同じである。授業の目標に基づいて、実施の形態を工夫するなど、計画的な授業設計により遠隔授業を実施する。

(5) 提供するコンテンツを最小化する

一方的に長時間伝達しないようにする。大量の PDF ファイルやスライド、長時間のテレビ会議や録画動画にならないようにする。動画であれば、5～6分が最適であるとも言われている。また、ショート動画は、修正やアップデートが容易である。

(6) インタラクティブなやり取りを組み込む

レポートやチャット、クイズやディスカッション、教員への質問、フィードバックなどを取り入れて、授業の活性化を心がける。

(7) 事前の準備を行う

学生や教員は、manaba や Zoom 等のシステムを利用することができるかを事前に確認しておく。また、教員は、必要な資料や環境を事前に準備しておく。特に、視覚障害や聴覚障害のある学生への配慮を行うようにし、視聴する動画やコンテンツの内容（著作権を含む）を確認しておく。

(8) 代替となる手段を想定する

アクセスが集中するなど、遠隔授業のシステムが動作しないことが考えられるため、代替となる手段を想定する。授業が実施できない場合に、予備日や授業日の変更などを検討したり、別の期日にコンテンツの視聴をずらしたりするなどの方法を想定しておく。

(9) 授業のルールを共有する

課題の提出、教員への質問、シラバスの変更点、欠席の取り扱いなど、授業に関するルールを教員間や学生と教員間で共有する。

(10) 健康面への配慮

画面に向かって学修する遠隔授業は、ずっと画面を見続けるなど、健康面への配慮が必要です。適宜休憩をとったり、体操を取り入れたりするなどして、心身の健康に配慮する。

(11) 著作権等への配慮

遠隔授業での著作権利用に関する期間限定の処置が行われていますが、従来からの著作権法第 35 条に基づく規定にも十分考慮して、適切に著作物を利用するように心がける。

【参考文献】

[OECD A framework to guide an education response to the COVID-19 Pandemic of 2020](#)
[COVID-19: 10 steps for transferring your course online](#)

[KEEP TEACHING \(The University of British Columbia\)](#)

[大阪大学全学教育推進機構 授業をオンライン化するための 10 のポイント](#)

[Teaching Online@京大](#)

[「無理はしないで同じ形を目指さないこと：平時に戻るまでの遠隔授業のデザイン」](#)

[鈴木 克明 熊本大学システム学研究センター長・教授（日本教育工学会会長）](#)

3. 現実的に実施可能な内容・方法の整理

鹿児島大学教育学部の場合

最低限必要とする内容

①manaba を利用した資料提供

例：PDF ファイルをアップして，学習者に提供する．

例：学習者が閲覧したかを確認する．

機能：コンテンツ作成・コンテンツ管理

②manaba を利用したレポート出題と回収

例：作成した文書をレポートとしてアップして，学習者に提出させる．

例：学習者が提出したレポートを回収して，内容を確認する．

機能：レポート管理

③manaba やメール等を利用した学生の出席，学修や生活の状況把握

例：respon を利用して出欠を確認する．

例：メールや Google フォーム等で学修や生活の状況を把握する．

機能：履歴閲覧，respon，メール

より充実した内容に高めるために

④授業の動画を撮影記録して，学習者に視聴させる．

例：授業の様子をビデオカメラ等で撮影して，YouTube にアップする．

例：Zoom の録画機能を用いて記録し，YouTube にアップする．

※長時間の動画にならないようにする．10 分以内

⑤既存の動画コンテンツを利用して，manaba にリンクを掲載する．

例：NITS の動画コンテンツ

⑥Zoom を用いて，学習者と教員，学習者間のコミュニケーションを図る

機能：Zoom ミーティング開始

⑦Zoom を用いて，教員が資料を画面に提示しながら説明する．

機能：Zoom 画面共有

⑧Zoom のブレイクアウトを用いて，小グループごとに分けて議論させる．

機能：Zoom ブレイクアウト

4. 著作権に関する留意事項

以下は、2020 年 4 月 16 日 改正著作権法第 35 条運用指針(令和 2(2020)年度版)
(一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会)

高等教育での基本的な考え方

■複製部数や公衆送信の受信者の数■

原則として、複製部数あるいは公衆送信の受信者の数は、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えないこと。なお、注意書にある著作権者の利益を不当に害することまでは認めていないことについて、十分留意すること

■著作物の種類と分量■

紙、デジタル等形式にかかわらず原則として著作物の小部分の利用(※1)。ただし、小部分の利用が著作者人格権(同一性保持権)の侵害にあたる場合など、全部の利用が認められる場合もある(※2)

全部の例)俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物

新聞に掲載された記事や学協会が発行・発売する学協会誌に掲載された論文(※3)等の言語の著作物

単体で著作物を構成する写真、絵画(イラスト、版画等含む。注)、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

注 絵画のうち絵本については、1 冊で 1 著作物とされているため、原則として小部分の利用

<不当に害する可能性が高い例>

例)入学式等で学年・学部全体や履修者等全員に配付すること

例)同一の教員等が同一内容の授業を複数担当する場合や、双方向授業で送る側と受ける側で複数の教室が設定される場合などで、それらの授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を超える数を複製や公衆送信すること

例)同一の教員等がある授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなる

例)授業を行う上で、教員等や履修者等が通常購入し、提供の契約をし又は貸与を受けて利用する教科書や、一人一人が演習のために直接記入する問題集等の資料(教員等が履修者等に対して購入を指示したものを含む。)に掲載された著作物について、それらが掲載されている資料の購入等の代替となるような態様で複製や公衆送信すること

例)美術、写真、楽譜など、市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供すること。また、これらの著作物を一つの出版物から多数を取り出して利用すること

例)製本して配布すること 例)組織的に素材としての著作物をサーバーヘストック(データベース化)すること

※1 本項における分量についての、「小部分」については現場の教員等や履修者等の誤解を避けるため、諸外国の事例を参考に、可能な限り具体的な目安を示すよう、引き続き検討する。

※2「小部分」としている著作物であっても、著作権者の権利を不当に害しない範囲で、授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において「全部」利用できることもあり得ることについては、例示等によって明確化する。

※3 学協会が発行・発売する学協会誌に掲載された論文以外の論文の分量については、引き続き検討する。

注・著作物のコースパックについては今後の検討とする ・教材に用いられた著作物の利用のうち、履修者等に対する送信可能化については、当該教材を用いて行った授業を受けた履修者等の当該授業履修期間終了まで送信可能化する場合 場合は権利者の権利を不当に害しない可能性が高いと思われる(当該履修者等の受信権限が 解除されていれば削除することまでは求めない)が、当該期間を超え在学中送信可能化する場合の取扱いについては、今後の検討とする

・上記以外の例については引き続き検討し、具体的なものを典型例に追記する ・既に絶版となっているなど、購入することができない出版物に掲載されている著作物を利用する場合の但書に該当する利用については、今後の検討とする

その他 以下の項目の取扱いについては検討

著作物レンタルや、デジタルサービス(デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス 等)、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等のうち、教育利用であるか否かに関わらず 複製、公衆送信して利用することが禁止されていることを定めている契約を、それぞれのサービス を提供する者との間締結した場合において、当該契約により入手した著作物を利用すること

コピーやアクセスの制限をかけられた著作物の複製又は公衆送信利用 例)Blu-ray Disc/DVD などの映画の著作物等

※「該当する例」「該当しない例」には、すべてを網羅しているわけではありません。